

平 14 公協通第 25 号
平成 14 年 8 月 23 日

会 員
広告宣伝担当部門 殿

全国銀行公正取引協議会 事務局
(全国銀行協会 企画部広報室)

銀行業における表示に関する公正競争規約の違反事例について

今般、当協議会の会員銀行において、下記のとおり「銀行業における表示に関する公正競争規約」(以下、「表示規約」という)に違反する事例が発生いたしましたので、ご連絡いたします。

各会員銀行におかれましては、このような違反が発生することのないよう、改めて表示規約の趣旨を認識いただくとともに行内チェック体制等を再確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 違反事例

表示規約第 13 条 (不当表示の禁止) の規定に違反。

2. 違反内容

住宅ローンの広告において、実際には適用されることのない金利 (団体信用生命保険の保険料相当分を実際の約定金利から差し引いた金利) が「実質年金利」として表示されており (詳細は別紙) このような表示は実際のもの又は競争関係にある他社に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認されるおそれがある表示に該当する。

以 上

【本件照会先】 全国銀行公正取引協議会 小林、宮永 03 - 5252 - 3753/3720

表示規約の違反事例

住宅ローンを見直すチャンスです！

<実質年金利>2.5%

ご利用中の住宅ローン金利と比べてみてください。

実質年2.5%という超低金利です。ただし、本商品は団体信用生命保険に加入いただきますので、実際のレートは年2.8%になります。

(注) 問題点を明確にするために必要表示事項の記載は一部省略している。また、記載している利率や商品性は実際の広告とは異なる。

〔解説〕

当該行の実際の約定金利は2.8%にもかかわらず、団体信用生命保険の保険料相当分を差し引いた金利を「実質年金利2.5%」という形で表示している。

広告中で、「本商品を利用するためには団体信用生命保険に加入する必要があり、保険料を加えた実際のレートは年2.8%となる」旨の説明は行われているが、商品性に組み込まれた団体信用生命保険の保険料相当分を差し引いて「実質年金利」という名目で示すことは他の金融機関の同様のローンと比較した場合に著しく優良又は有利であると消費者に誤認されるおそれがある。

なお、団体信用生命保険への加入が任意である商品であっても、表示規約第4条の趣旨から、団体信用生命保険に加入した場合の保険料の額又は料率もしくは保険料相当額を含んだ金利を併せて表示することが望ましい。また、団体信用生命保険への加入が任意であるとして保険料相当分を差し引いた金利のみを表示しながら実際には強制加入となっているような運用がなされている場合には、当該表示は不当表示にあたるおそれがある。